平成２７年（フ）第９４９号
札幌市清田区北野７条３丁目６番８―401号
債務者　村端めぐみ（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９７７号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番11号　アビタシオンラネージュＢ―105号
債務者　坂下　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
山形県酒田市坂野辺新田丙931番地
債務者　佐藤　美奈
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１０５号
群馬県高崎市吉井町長根50番地２
債務者　田村　　稔
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１０７号
群馬県高崎市町屋町476番地２　水野貸住宅
債務者　瀧澤　和江
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５６６号
埼玉県加須市花崎１丁目39番地15　メゾンソレーユ202号、旧住所埼玉県加須市花崎４丁目16番地32　レオパレスグランデ102
債務者　荒谷　秀雄
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８２号
埼玉県川口市大字芝3877番地の１
債務者　吉田　周司
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９６号
埼玉県桶川市泉２丁目14番35号　レオ・メリーハイツ201号
債務者　田中　郷子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
埼玉県川越市霞ケ関北２丁目７番地12
債務者　西郷　友則
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１００号
埼玉県本庄市沼和田55番地２、旧住所埼玉県熊谷市久保島2223番地７
債務者　栗田　清人
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０３号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田1729番地１ラ・スペランツァＡ―102号室
債務者　中根咲緒里（旧姓坂西）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２７号
埼玉県熊谷市石原457番地11
債務者　金子　直美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３３号
千葉県旭市琴田2966番地３　アーバンヒルズ102
債務者　向後紀代美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
千葉県東金市極楽寺710番地２　グリーンハイツ戸田206
債務者　本澤　悟夫
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４７号
静岡県田方郡函南町塚本100番地の４　ボルテックス塚本201
債務者　鈴木由香理
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
静岡県御殿場市二の岡１丁目18番11号　ハイツトマト203
債務者　迫坪　　悟
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
静岡県富士市松本92番地の１　ビタビレッジフジＡ―202号
債務者　江田健一郎
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３１号
山形県鶴岡市城南町36番２号
債務者　菅原　淳治
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部